

港北ガーデンヒルズ自治会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、港北ガーデンヒルズ自治会と称し、事務所を横浜市都筑区中川1丁目2番
港北ガーデンヒルズ・プラザ21管理事務所に置く。

(会員)

第2条 本会は、港北ガーデンヒルズの居住者をもって組織し、議決権行使などの際には、住
戸ごとに一会員と数える。

2. 会員は、住戸ごとに会員名簿を提出しなければならない。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進に努め、地域課題の解決等に取り組み、港北ガー
デンヒルズ管理組合（以下、管理組合という）と協調して、良好な生活環境を維持、発展さ
せることを目的とする。

(事業の内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 当マンションにおける生活環境の維持、改善及び共同生活の秩序維持に関すること。
- ② 会員の福利厚生に関すること。
- ③ 会員相互の親睦と文化の向上を図るための各種の催しに関すること。
- ④ 地域の連帯の維持に関すること。
- ⑤ 地域の防災、防犯、交通安全に関すること。
- ⑥ その他、本会の目的達成のために必要と認められること。

(活動の原則)

第5条 本会は、次の原則に基づき活動する。

- ① 個人の生活を尊重し、これを侵さない。
- ② 会の目的に反する営利活動や、宗教あるいは政治活動の場とはしない。
- ③ 管理組合との連携を密にし、その活動が当マンションの居住者に対して資する事を
目指す。

(総会)

第6条 定期総会は、毎年6月に会長が招集し、開催する。

2. 臨時総会は、次の事情が生じた場合に、会長が招集する。

- ① 運営委員会が必要と認めた場合
- ② 会員住戸の10分の1以上の要請があった場合

3. 定期総会は、次の事項を審議して、決定する。

- ① 事業計画及び収支予算に関する事項
- ② 事業報告及び収支決算に関する事項
- ③ 規約の変更に関する事項
- ④ 運営委員会が必要と認める事項

(総会の運営)

第7条 総会は、会員の過半数の出席（委任状及び議決権行使書を含む）が無ければ成立しない。

2. 総会の議事は、第17条に定める場合を除き、出席会員の過半数の賛成で、決定とする。
3. 総会の議長および書記は、出席会員の中から選出する。

(役員)

第8条 自治会には以下の役員をおき、運営委員会を構成する。

- ①会 長 1人
- ②副 会 長 1人
- ③委 員 26人以内
- ④監 事 2人

2. 自治会の役員は、管理組合役員を兼ねる事ができる。
3. 役員は成人に達した居住者の中から、定時総会で選任する。
4. 監事については、管理組合監事にその業務を委託する事ができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は定期総会から定期総会までの約1年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 役員は、前項の定めにかかわらず、後任の役員が選任されるまでは引続き役員の職務を遂行しなければならない。
3. 役員は、当マンションの居住者でなくなった時点で、その資格を喪失する。

(役員・監事の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を掌理および統括する。

2. 副会長は、会長を補佐して、会長に事故のあるときは会務を代行する。
3. 監事は、本会の運営ならびに会計を監査し、総会においてその執行状況を報告する。
なお、監事は運営委員会に出席して意見を述べる事が出来るが、運営委員会の議決権は持たない。

(運営委員会)

第11条 運営委員会は、毎月1回会長が招集する。

2. 運営委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成を得て決定となる。

(運営委員会の決議事項)

第12条 運営委員会では下記の各号の内容について審議し決議する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会において議決された事項の執行に関する事項
- ③ 別に指定する支援団体・地域団体の活動支援に関する事項
- ④ 活動保険に関する加入、非加入、並びに保険金の請求に関する事項
- ⑤ 総会から付託された事項
- ⑥ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 本会の運営費は、会費、寄付金、助成金及びその他の収入をもって当てる。

(会費)

第15条 本会は、別に定めるところにより、会費を徴収することができる。その場合、会員はそれを納入しなければならない。

(細則の制定)

第16条 この規約施行のために必要な細則は、運営委員会の決議を経て、会長が定める。

(規約の改正)

第17条 この規約の改定は、総会出席者（委任状・議決権行使書を含む）の3分の2以上の賛成を得なければならない。

港北ガーデンヒルズ自治会細則

(支援団体)

第1条 本会は、下記の支援団体の活動を援助する。

- ① シルバーサロン：高齢者の親睦および福祉増進をはかることを目的とする団体。
- ② 子ども会：中学生以下の子ども達の交流と育成およびその保護者等の交流を目的とする団体。

(地域団体)

第2条 本会は、下記の地域団体の活動に協力する。

- ① 中川西ワイワイまつり実行委員会：中川西ワイワイまつりの開催およびその準備を行う団体。
- ② NPO 法人ぐるっと緑道：中川駅周辺を対象に魅力ある街づくりや地域活性化などの事業を行っている団体。
- ③ 山崎公園愛護会：港北ガーデンヒルズに隣接する山崎公園の美化、樹木・竹林保護活動を行うことにより環境を保全している団体。
- ④ 地域猫愛護会：港北ガーデンヒルズ敷地内および周辺地域において地域猫を保護し適正に管理している団体。

(個人情報)

第3条 本会で取得した個人情報は、自治会運営、事業以外の目的で使用してはならない。

2. 個人情報の記載された書面の管理は、会長が指定する役員が適正に保管する。
3. 会員名簿は緊急時を除き、本人の同意なくして外部に開示しない。
4. 災害など緊急時は、会長の判断により会員名簿を開示する場合がある。その時は本人に事後承諾を得るものとする。